

平成 25 年 4 月 26 日

金融庁監督局銀行第二課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見の提出について

平成 25 年 3 月 29 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対する意見

(別紙)

項番	該当箇所(条項番号等)	意見
1	全般	今回の改正の趣旨は、「その他の付随業務」として認められる事業用不動産の賃貸等の具体的な要件等について、従来の解釈を変更するものではなく、解釈の明確化との理解でよいか。
2	主要行等向けの総合的な監督指針(本編) V-3-2「その他の付随業務」の取扱い (3)(注1)ハ、 および 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) III-4-2「その他の付随業務」の取扱い (3)(注1)ハ、	今回の改正案において、事業用不動産の賃貸等を行う場合に必要な要件を「公的な再開発事業や地方自治体等からの要請に伴う建替え及び新設等」としているが、地方自治体等からの要請に伴う建替え及び新設等には、例えば、当該地域で定める「まちづくりガイドライン」といった公的な規制も含まれると理解してよいか。